

第5章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、福祉、教育、交通、都市計画、防災など様々な分野にわたっています。

このため、地域福祉活動を推進する関係部局との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動団体、福祉事業関係者などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

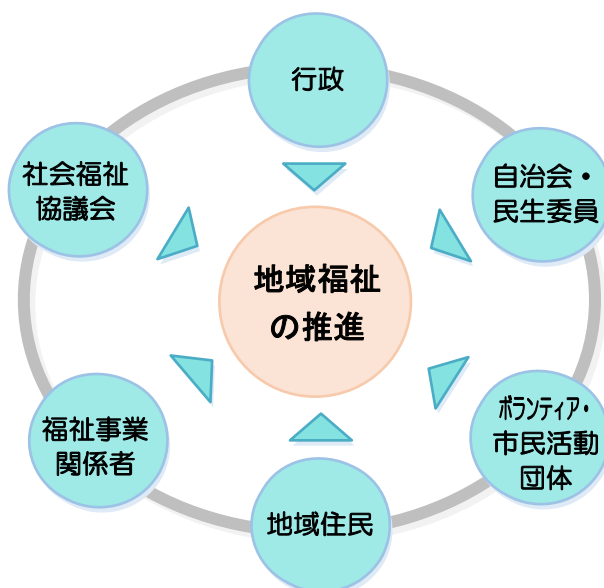
このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組みを促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。

本計画を推進するうえでも、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。そのため、社会福祉協議会と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

《 協働による推進体制のイメージ 》



2 計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、市民、関係団体、関係機関や民間サービス事業者などが一体となって取り組んでいく必要があります。それらの者が本計画の基本理念を共有し、地域福祉推進に主体的に取り組めるよう、計画の概要版を広く地域に配布するとともに、ホームページでの紹介、各種イベントにおける積極的な啓発活動など、様々な媒体や機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

3 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握し、見直し・改善を行うなど適切な進行管理に努めます。

また、本計画は、「第5次豊橋市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。さらに、重要な事項については「豊橋市社会福祉審議会」などに報告するものとします。

◀ 計画の進行管理 ▶

